

# 中小企業庁における被災中小企業支援について（初動措置）

災害救助法が適用された場合、同法が適用された地域に対し、以下の中小企業支援を実施。

## ①特別相談窓口の設置

- |           |            |               |
|-----------|------------|---------------|
| ・日本政策金融公庫 | ・商工会議所     | ・全国商店街振興組合連合会 |
| ・商工組合中央金庫 | ・商工会連合会    | ・中小企業基盤整備機構   |
| ・信用保証協会   | ・中小企業団体中央会 | ・各経済産業局       |
|           | ・よろず支援拠点   | 等             |

## ②災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要

金利 ※貸付期間5年の場合、平成30年10月11日時点	・中小企業事業：基準利率1.11% ・国民生活事業：基準利率（災害貸付）1.31%
貸付限度額	・中小企業事業：別枠で1億5,000万円 ・国民生活事業：各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

## ③セーフティネット保証4号の適用

- ・保証割合：100%保証
- ・保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円を融資（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）

## ④既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などに柔軟に対応するよう要請。

## ⑤小規模企業共済災害時貸付の適用

- ・貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額
- ・貸付利率：年0.9%（平成30年10月時点）
- ・貸付期間：貸付金額500万円以下は36カ月、505万円以上は60カ月

※①・②・④は、災害救助法の適用を受けた市町村がある都道府県が対象。③・⑤は、災害救助法の適用を受けた市町村が対象。